

	片山総務大臣記者会見（抜）	塩川財務大臣記者会見（抜）
<p>6月18日（水） 諮問会議 原案審議</p>	<p>&lt;&lt;冒頭発言&gt;&gt; (前略) ここにありように三位一体の改革は、「官から民へ」、「国から地方へ」の考え方の下に「地方が自らの創意工夫と責任で政策を決める」、「地方が自由に使える財源を増やす」、「地方が自立できるようにする」ことを目指すもの。地方分権について、地方の自主性、自立性の強化、地方税財源の基盤の充実について大変深い御理解をいただきまして、こういう裁定が出たことは大変ありがたいことだと思っております。 三位一体改革を実現するため、国庫補助負担金につきまして、「改革と展望」の期間である平成18年度までに、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。この場合、公共事業関係のものも併せて改革する。 そこで、「改革と展望」の期間中に、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が行うものについては、税源移譲する。その際、税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。基幹税というと普通は所得税、法人税、消費税等が入ると思います。税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金等の状況等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲する。義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。こういうことでございまして、私はかねがね義務的なものは丸々移譲する必要がある。それ以外なものについては、補助金等の性格、事業等の性格からものによっては6割もあるし、7割もあるし、8割もあるし、9割もあるし、止めるのならゼロですね、やる必要のないものは、こういうことを国会答弁等で申し上げて参りましたが、それをまとめて8割ということなら私は妥当な考え方ではないかと思っております。 それから、三位一体の改革で地方交付税でございますが、地方交付税は交付税総額の抑制を図っていく。そういうことによつて交付税への依存体質からの脱却を目指し、不交付団体の人口の割合を大幅に高めていく。これは税源移譲との見合いなのですね。交付税というのは受身でもらえまして、国の補助金、負担金をこれだけ止める、これだけ合理化する、それに伴って税源移譲を今のように行われる。10割～8割行われる。そうしますと地方公共団体が標準的な行政サービスを提供するのに足りないものを補填するのが簡単に言いまして地方交付税なんですよ。この先行する国の補助金、負担金の状況と税源移譲の状況によって交付税が変わってくるのですけれども、税源移譲は行われるわけですから、地方交付税も全体の地方の歳出を抑制しながら圧縮していく。こういうことが3番目でございます。 いろいろ皆さんにご心配をお掛けしましたが、我々としては望ましい方向で決着したことを大変うれしく思っております。総理のそれに対しましては本当に敬意を表しております。 私の方からは以上であります。</p> <p>&lt;&lt;質疑応答&gt;&gt; 問) 片山プランと比較して相当近いものになっているような気がしますが、ご自身が提出した片山プランと比較してもう一度お願いします。</p> <p>答) 私は5兆5千億円と言ったが、こっちは4兆円ですから、数字は違いますが、これを3年でできるだけやろうということですから、そこは私の考え方に近いし、5兆5千億円の国庫補助負担金を削減して5兆5千億円の税源移譲をと言いましたから、義務的なものは10割でその他のものは8割ということですから、これもかなり近いと思えますね。</p> <p>問) 税源移譲について、どの補助金が削減されるのか、4兆円がまるまる削減できるのか、3年経って見ないと分からないような感じがしているのですけれども、先送りではないかという気がするのですけれどもいかがですか。</p> <p>答) 4兆円の内訳というのが分かるように全文の方に書いてますから、関係各省は十分分かってますから。私は、国会で答弁したり、その他でも言ってるんですが、今直ちに国の補助金負担金を全部や止めたら地方は困るんですよ。私はなだらかに、ソフトランディングで国の補助金負担金の整理・合理化・縮減を行えた方がいいと思うので、とりあえず、例えば市町村の細かい補助金やなんかはやめてもらいたいと思っております。それから人件費的なもの、施行事務費的なもの、維持補修費的なもの、そういうものは止めてもらいたいんだけど、それ以外のものについては、止められないものについては、できるだけ自由化弾力化ですよ。地方が使いやすいようなものにしてもらう。ですよ、それはね、相当、全文をみてもらえばいいんですが、中に書き込んでますから。私はあの、相当変わってくるしね、そういうことの方の歓迎したいという声が知事さん市町村長さんに相当ありますね。私のところに何人も入れ替わり立ち替わりお見えになるのですけれども、むしろすぐ止めるよりは弾力化してほしい、自由化してほしい、地方の使い勝手</p>	<p>&lt;&lt;質疑応答&gt;&gt; 問) 三位一体の件についてなんですけれども、税源移譲をめぐる義務的なものは全額、それ以外については8割を税源移譲するという案が出ているようなんですか、それについて大臣のお考えをお伺いしたいんですが。</p> <p>答) この義務的について全額というのは、当然そうなるんですけどね。いわゆる義務的をどの程度削減するかということが問題なんで、そこを私達は3割削減ということを主張しておったんですけどね。それが十分理解されないで、何が補助金ばかりの問題になってしまったんだが、あれの、約4兆円と言っていますね、対象、3兆6,000億円ですが、正確には、それ全部義務的経費なんですよ。だから、義務的経費というのは、法律を変えたり、あるいは政令とかいうようなものを変えないとできないんですよ。だから、事実上これ文句はいろいろ言うてたけど、その制度が変わるまで税源移譲できないんじゃないかなあ、どうなんだろう。結局、税源移譲を今まで通りのことでやれというんだしたら、結局国税が減ってしまったってどうにもならないと思う。国税の一部を地方税に移すんですからね、地方のほうに補助金とか負担金が行くようにしなきゃなりませんわね。行くようにしようとするならば、義務的経費の法律改正とか政令の改正をやっぱり並行してやってもらわないとできないんじゃないかと。そこが最大の問題だと思うんだ、今後の問題はですね。それで、3年以内にこれをやってもらいたいって、こう思っております。</p> <p>問) その案については、大臣のほうでは納得しているというふうにとらえてよろしいのでしょうか。</p> <p>答) そういうことを、僕は前からそう言っただけですよ。その場合ですね、現在の義務的経費の制度を改める時に、私は3割程度削って、7割に相当するようにしてほしいと、これ言っただけですが...7割が8割でもいいんですけどね、それはいいんですが、そこを変えなきゃできないよということだけしっかりとしておいてもらわんとね。</p> <p>(中略)</p> <p>問) 今の三位一体の件なんですけれども、大臣かねてから言われているように、今、そこら辺の義務的経費の見直しというのがどこまで進むかという条件があってから税源移譲という話になると思うんですけども、今回の合意事項では、基幹税を移すということになると思うんです。かねてから言っているように、やはり大臣としては、所得税とおっしゃられてましたけれども、そういった考えなのかということと、それを仕組むのであれば、もしその制度の見直し等が進めば来年度からというふうになるのでしょうか。</p> <p>答) 最後のほう、何ですって？ちょっと聞こえにくかった。</p> <p>問) 制度の見直しというか、そこら辺が進めば税源移譲を進めることになると思うんですけども、それは早ければ、もし来年度の予算編成時期とかにその制度の見直しというのが済むのであれば、来年度以降、税源移譲というのをも具体的に検討されていくことになるという理解でいいんですか。</p> <p>答) ええ、いいですよ。例えば制度改正するのにですね、この1つの事項がありますね。例えば幼保ですか、幼保の問題がありますね。それなんかでも、これを16年度中に法律を作って改正すると。金額についてはこの程度削減するということがきちっと厚生労働省と文部科学省の間できちっと意見が一致して、いわゆる幼児施設というんですか、新しい制度を作るというものが明確になってきたら、その分に対する金額については、やっぱり税源の移譲の対象としてこちらも考えていかないとダメですよ。そこが決まってるのに、税源移譲だけやるんだということは、ちょっとできないんですね。といたって、国でもこの5～6年の間に平均して15%も国税収入減ってるんですから、それに相当した、地方も節約してもらわなきゃもっていかんわな。</p> <p>問) 今のところの関係なんですけど、大臣はかねてから所得税を移譲してもいいというようなことをおっしゃっていたんですけども、昨日出された政府税制調査会の中期答申などを見ますと、所得税というのはこれから税収の柱で...</p> <p>答) 所得税でしょう。所得税が法人税、いいと言って、私言ってますよ。</p> <p>問) ただ、所得税というのはこれから税収の柱となるべきだと。基幹税としては役割を果してい</p>

がいいようにしてほしいということですから、相当私は、今回の各省との折衝で、各省も分かってもらったと思いますんでね、変わってくることを期待しております。

問) 地方交付税について、今大臣がおっしゃったように、税源移譲との見合いというものがまずあると思うんですが、内閣総理大臣指示に書かれているところを見ますと、財源保障機能全般の見直しと縮小、交付税総額の抑制、不交付団体の人口割合を高めていく、これが全て前提となって税源移譲の方が行われれば自動的にようになってくるような気がするんですけども。

答) 今言いましたように、地方財政計画に及んで地方の歳出想定しますよね。それについて国の補助金がこのくらい、税源移譲された後の地方税がこのくらい、それから地方債がありますよね、建設投資的なもの、残ったものが地方交付税なんです。だから、正に三位一体でね、特に税源移譲との関係は大変ある。不交付団体を高めるといことは、今交付団体ってことは交付税をもらってるんですよ。それが税源移譲されることによって、そのいろんな行政サービスのお金が税で足りるようになります。そうすると交付税はもういいよと。それが不交付団体ですから。不交付団体が増えることによって交付税の全体は圧縮されてきますね。

問) 一方で自治体ごとの格差は広がりますよね。

答) いや、税源移譲したときに税源があるところ、経済力があるところは税が伸びますね。そうでないところは税が伸びないか、伸びても僅かですから、そこで格差が広がります、むしろ税収で。だからそれをならすのが交付税なんです。税が多くなったところには交付税をやらないか、今よりは少なくして、格差が開いたところには補助金がなくなるわけだから、それは交付税が増えていくんです。財政調整機能というのはそういうことなんです。

問) 調整機能の役割ってというのは非常にやっぱり高まったというか。

答) 高まるでしょうね。むしろ交付税はそういうことのために出来た制度なんです。ただ、税源移譲が不十分だから、財源保障的な機能が加わってるんです。だから、できるだけ税源移譲していけば、本来の財政調整機能の方の割合が増えていくでしょうね。私は望ましい方向だと思っております。

今、交付税は、法定5税分というのは1兆6千億円なんです。やりくりで、主としてね、交付税特会で借入をやって、これが7兆4千億円なんです。それでもなお足りませんから6兆円赤字化、効率化を図ってるんです。事業費補正や段階補正の見直しや、留保財源率の見直しを。

問) 税源移譲についてお尋ねしますけれども、それを実行するまでに税制を改める必要もあって、補助金を削減してから税源移譲をやるまでにある程度のそのタイムラグっていうのを予想されるわけですけども、税源移譲がもっとも早い場合はどれくらいの時期に実現すると思われませんか。

答) 初年度が16年度ですからね、来年度の予算編成がどうなるかってことですが、ご承知のように今年2千4百億円弱やりましたよね。それで、例えば高速道路の直轄事業方式を導入しましたよね。あれについては9百何十億円か、ご承知のように自動車重量税の移譲を受けたんですけども、義務教育の関係については、交付税と地方特例交付金なんです。これは税源移譲までの繋ぎなんです。だから税源をちょこちょこはいじれませんからね、税制を。ある程度たまったらやるってことになると思いますね。だから、初年度はどれだけいくのか、これはもう少し調整をしていかないといけないと思います。今ここで数字を言うのはちょっと遠慮したいと思えますけれども。各省の意向もあるし。だから、繋ぎの措置はいりますね。

問) それからその規模についても初年度、あるいは2年目に各省がどれだけ削っていくかという、もうここにかかっているというふうに言えますが。

答) そうですね。どういう話し合いで行われるか。そこで各省各省の考えがありますから十分それは調整していきたいと思うんですが、私が言いましたように地方の自立性や自主性を高める方向で運用も見直してもらおう。これが大きいんですよ。むしろ市町村の中には止めてしまうよりも運用を直してくれっていう意見がかなりあるね。

問) 大臣、これまで地方分権改革推進会議が出した最終案なんかみますと、地方公共団体なんかからいろいろ反発等があったんですが、こういう結論に至って地方公共団体というのはもうこれで納得されるとお感じですか。

答) おそらく私の感じでは納得してもらえんと思います。これはやっぱり、地方の税財政基盤を強

なくちゃいけないという考えを打ち出しているんですけども、もし地方にそこら辺を移すとすると、これはちょっと考え方が逆になってしまうような気がするんですが、その辺はどうですか。

答) いや、そうでもないですね。私、だから、所得税もしくは法人税と言ってるんですけどね。基幹税と言っているもんだから、基幹税というのはやはりその2つなんですよ。一番シンボリックなもの2つ、それでしょう。でき得ればですね、法人税をと思うけど、法人税も事業税であれ見直したでしよう、去年か、ねえ。ですから、また事業税さわるのかということになって、法人税さわるのかということになってくると、法人税もちょっと嫌がるし、とって所得税は、課税ベースを広げたいと思っておる時に所得税の率を下げるというのも、これも矛盾しとる話だけれども、しかし、いずれにしても、基幹税というからには法人税か所得税を削減しようということとして、私はそれはどちらでも結構です。どちらがやり易いかということ決まれば、どちらでもいいと思いますよ。

問) 先程の義務的経費の税源移譲、10割なのか7割なのかという話なんです。結局大臣は、義務的経費については、やっぱり3割削ってもらわなきゃ困るというのか、それとも10割譲ってもいいというのか、どちらなんです。

答) 10割譲るんじゃない。私は、7割というか、総理裁定では8割と言っているんですよ。

問) いや、義務的経費は満額ということになるんですよ。

答) いや、だから言ってるじゃないですか。満額だったら、譲るところないじゃないか。だから、義務的経費も同時に費用の削減をしなけりゃ...削減した分だけ譲っていくと言っているんですよ。だから、今の4兆はほとんど義務的経費なんです。義務的経費で、これを全然削らないで、4兆円に対する全額を保証しろって、それはできません。

問) いや、そうじゃなくて、要するに 削減分の満額を税源移譲で補てんしてやると。

答) そうそう、そうそう。

問) それは満額でいいと、大臣はいいということなんですか。

答) そうです。削減した分ですね。削減するでしょう。義務的経費も簡単に言うと2割削減して8割にするというんですよ。それやったら、それでいいんですよ。8割全部保証しますよ。

問) 補助金を削った分は、満額、義務的経費については税源を譲ってもいいですよということなんです。

答) そうそう。

問) これまで大臣、それは7割にするか、やっぱり分からないという話をされてますよね。

答) 7割というのは、補助事業も一般の義務的経費も全部7割と言ってたんですよ。それが8割となったわな。だから、補助的経費の分は8割に削るわけやね。ところが、これ削るもんあらへんねや。ほとんどが事務的経費なんだよ。だから、義務的経費を制度を改正して2割削った、8割程度のもにしなければだめだということを言っとなのや。そして、8割全部を保証すると、こういうことだ。分かったんか、どや。

もう一回説明しよか。あのね、今義務的経費なんです。4兆円ほとんどがね。ほとんどが義務的経費なんです。これを私は3割削れと、こう言ってたんだけど、総理は2割ぐらいでどうだという裁定が出たんですよ。だから、それは総理の裁定だったら2割削減でいいが、だから、義務的経費も制度を改正して、8割程度のもにしなければならんということや。ね、これ分かるな。そうしたら、それは全額保証しますよということや。

問) 例えば、削って、その事業を移管したら、どうなるんですか。

答) それは保証する、...そうそう。

問) そういう総理裁定ということですか。

答) そうそう。

化する、地方分権を進める、地方の創意工夫を活かして責任をもってもらう、こういう一つの考え方で行われた指示ですから、それは私は十分理解してもらえと思っています。

問) 一年後ですね、分権会議とのいろいろな確執なんてことも言われたんですが、それを通して、ここまで結論まで通して感想といいますかどのようなことを感じていますか。

答) 分権改革会議の原案はよろしくないですね。もうみなさんご承知のとおり。あれだけの反発、批判が出たんですから。最終案は、原案より相当直ってるんですよ。ただ直ってるんですが、一番中心の税源移譲がはっきりしてない。税源移譲の必要性を述べてるんですけど。そういう意味では今回のこれにはほとんど生きてないわね。

問) そういう意味では安心というか、逆に安心というか、

答) 安心でもないんだけど、これ以上あの会議のことをいうのは失礼だと思いますけれども。

問) 大臣、先ほど交付税の赤字地方債の話がでましたが、国と地方全体の収支が均衡してない中で三位一体改革ですが、地方にも借金をもてということにもつながりますね。

答) 借金は持たないでしょう。そういう意見が財政審の中でありましたけれども、税源を移譲するんで、しかも10割から8割なんでですよ。

問) 心配はない。

答) 制度的にそんなことは有り得ないでしょう。

問) 地方に徹底的な効率化っていうのを求めていくことになると思うんですが、今回の三位一体の改革の中で中央政府の省庁の役割が、簡素で小さくなっていくんだっていう議論はまったくないんですか。それはどうなんですか。

答) 全体としては、権限の移譲を行い、国の関与の縮小を行い、これは一括法ですけども、平成12年の4月から施行された、補助制度自身がひとつの義務付けになってるんですよ。だから、これが見直されていくってことは、やっぱりそれだけ小さい政府になるってことですよ。官から民へ、国から地方へということも小さい政府を目指すんですよ。だから、効率化というのは、今の仕事を見直して必要のない仕事は止めるということですよ。なんでも税金で公である必要はないということですよ。官に任せるとか、官のテリトリーから外すとか、そういうのが行政改革でしょう。仕事を減らす、仕事が減るから組織を減らす、組織も減るから人も減らす。これが行政改革ですよ。それから、今あなたが言われたように国も地方も収支は不均衡ですよ。だから、これは、私は諮問会議でいつも言ってるんですよ。それはサービスに比べて負担が少ないか、負担に比べてサービスが多すぎるのか、あるいは両方か。だから、そこは今度の社会保障のなんかでも国民の皆さんに議論してもらわないと。常時、国・地方でこれだけの経常的な穴があいているというのはやっぱり考えなけりゃいけない問題だと思いますよ。しかし、これが各論になるとなかなか辛いよ、それが。年金でも医療でもね。

問) 将来的にみて交付税が抑制される方向でありまして、一方で税源移譲が進みますよ、小さな自治体がより貧しくなるといいますでしょうか、なかなか自分のところの税収が取れないなかで・

答) いやいやそれは別に変わりません。やり方は、補助金が税になる。経済力があるところは。あるいは、補助金が、税が伸びないようなところは交付税に代わるってことで、そこは中立でなきやおかしいんですよ。それは全体として財政がですよ、税収が伸びませんから税が減っていますから、国も地方も苦しいんですよ。だから、これはまた別のいろんな議論で、経済の活性化だとか、行財政改革を更に徹底するとか、制度を見直すとか、そういうことで変えていけると、この三位一体の改革で地方がより貧しくなるなんてことはありません。

問) さきほどちょっとお話ししましたけれども、この間も補助金の削減で各論になりますと与野党がこぞって反対といい、いろんな動きをするというのがありましたけれども、これから、これを具体化して、いろいろ予算編成とか、あるいはいろんな法律の制定等でかなり激しい抵抗があるような気がするんですけど、その点はおさえて・・・。

答) あるでしょうね。今まで出来なかったことに今手をつけようとしてるんですよ。税源移譲なん

問) その問題も関連するんですけども、今回の三位一体改革の数値目標ですね、いろんなところで数値目標は入っているんですが、一方で、地方交付税のようなところは数値目標がないということ、数値目標があるものとないものと混在していて、一体これで結局ネットで歳出はどのくらい削減できるのかとか、国と地方のですね、そういうことがちょっと分からないですし、もしかすると何も変わらないじゃないかという感じさえするんですけども、そのあたりはどうですか。

答) うーん、分からん、僕かて分からんのや。まあ、どうなんのかなあ。要するに、その見直すかどうかですよ、分権を。これにかかってますよねえ。見直しができなかったら、これは絵に描いた餅になっちゃうからなあ。だから、一緒に見直していかないかんわな。それは、中央省庁のあり方ですよええ。

問) そうすると、今回総理の裁定で、今日諮問会議でまとめる運びになると思うんですけども、まだここでまとめた総理裁定でも足りないもの、これをやらないと本当の三位一体改革にならないという不足分というのはどういうところですか。

答) それはやっぱり、僕は何遍も言ってますように、現在の制度を2割削減でも3割削減でも、何ぼでもいいですが、見直していかなきゃなんということですよ。これがもう、ピタ一銭補助金譲れんのやっていうのやったらしゃあないがな、これな。

ていうのは地方の悲願ですよ。これがやっと動き出したわけですね。補助金の改革は今までもかなりやってきてるんですよ。だからそれを更に加速してやるってことでね、それはそれなりの考え方、言い分があると思いますんで、どうやって調整していくか、政治がどれだけのリーダーシップを発揮できるか。政治というのは政府だけではありませんよ。与党も。だから、批判だけをしたり、評論だけをしては進まないんですよ。まずやってみる。そのためには全力を尽くしているんな方に説得をして理解を深めてもらうという努力が必要でしょうね。簡単じゃないと思いますよ。簡単ではないことが改革じゃないですか。

6月20日  
(金)

<<質疑応答>>

問)最初に三位一体改革ですけれども、昨日、塩川財務大臣と林事務次官が、例の義務的経費も8割程度に圧縮して、その上で税源移譲するという、新しい案を示されたわけですが、改めて……。

答)だから、一律に8割に圧縮するなんていうのがいかにも画一的、中央集権的なんですよ。補助制度の効率化は、私もそれはやっていいということを塩川さんに言っているわけです。今の補助制度が100点だなんて一つも思っていないので。だから、内容を検討して効率化してもいいけれど、一律2割圧縮するなら、義務的経費は全額、その他の経費は8割という、その他の経費と同じになる。それは、その趣旨ではないんです。負担転嫁になるからということ言っているんです。地方も、強くそのことを懸念しているから。効率化には、我々もこれに協力しようというか、応じようと言っているんだから。それが一律に2割になるかどうか、ならないものもあるし、なるものもあるし、もつとなるものもあるかもしれない。だから、その考え方ですよ。義務的経費が全額になったからといって、その他の経費と同じようにするというのは、それでは何のための総理の裁定かということになるでしょう。それがお役所的なんですよ。小役人的なんですよ。それから、新聞や一部のテレビもそうだけれど、8割、8割と。8割ではないんですよ、義務的経費については10割なんですよ。どこかの新聞も今朝、1面か2面か知らないけれども、その新聞も財務省と考え方が同じでしょう。義務的なものは10割なんですよ。その他のものが8割で。そのところは皆さんもしっかりしてもらわなくては。一番、地方は心配していることなんですよ。だから、私が、ちょっときついことを言っているんですよ。財研や官邸の記者クラブのような気になったら困る。

問)三位一体を含む「骨太の方針」に対して、自民党内の方からいろいろ意見が出て、閣議決定が少し延びるんじゃないかという観測が流れていますけれども、大臣の見通しはいかがですか。

答)いや、それは知りませんが、やっぱり最大の与党ですから、自民党と十分調整をして、意見を聞く必要はあると思います。おそらく、ご意見がいろいろあるのは、国庫補助、負担金の整理・合理化のところではないですか。だから、それは、十分意見を聞いて調整をする必要があるのではないのでしょうか。ただ、できるだけ今の案で納得してもらおう努力は、政府側としては必要でしょうね。

6月24日  
(火)

<<質疑応答>>

問)小泉総理が、昨日の予算委員会の中で、地方消費税などについて、地域別の消費税率の導入も検討課題だというような答弁をされていると思うのですが、その問題に関して大臣のお考えをお聞かせください。

答)消費税だけのことを言ったのではないと思いますよ。課税自主権全般について、その拡充を図ろうということは前から総理は言っているし、我々も同じ考えですから。ただこういうことなんですよ。今、法律で国税や地方税の法定税がある。これについては、条例では出ていけないんですよ、地方が。こういう解釈なんですよ。それで地方税法の中には、標準税率を決めて、あとは自由にしてもいいよと。あるいは上限を決めて、税目で制限税率というのを作っていく。制限税率がない方が多いけど。だが、そこで例えば、法人住民税などに超過課税しているところはたくさんあります。それから法律が決まっていないものについては、法律が抑えていないところ、国税や地方税が抑えていないものについて、例えば核燃料税だとか、産業廃棄物税だとかいろいろありましょ。だから今の法律で、国の法律や地方税法で抑えているものについては、条例が出ていけないんですよ。そういう、やや確立した解釈があるんで、そこをどうやるかというのは、今後の検討課題でしょうね。そういう中で消費税というの議論が出てくるかもしれません。アメリカの場合は連邦の税じゃなくて州税なんですよ、だからバラバラ。他の国でもありますよ。だからあるいは地方税にしてしまっただろうぞ自由という制度にしたら、それは各県で独自に消費税率が決めるということになっていきますけど、今の消費税率は5%で、うち1%は地方消費税と。我々が言っているのは、その地方消費税率の配分割合は今1%だから、私の案は2%にしたらどうかということなんだよ。

<<質疑応答>>

問)骨太にも関係するんですけれども、三位一体の関係なんですけど、いわゆる義務的経費の関係なんですけれども、大臣、この前の会見で8割ぐらいまで圧縮して移譲すると。税源移譲の関係なんですけれども、- -という考えを披露されましたけれども、一方の片山大臣の方は8割まで圧縮してというところについて、考えの、解釈の違いがあるようなんです、正式決定が差し迫った中で、閣内で解釈の違いがあるというのは、本来好ましいことではないと思うんですけれども、今後の調整というのは。

答)僕は8割ぐらいまで圧縮というか、要するに、今考えておりますのは、国税の収入が15%落ち込んでいるんだね、この5か年間の平均から見て。そこへ物価が5%、6%下がっているということならば、やっぱり20%ぐらいの縮減は当然だろうと思うんだね。それは結局、義務的経費ですから、法律的、あるいは法律なり政令を改正しなきゃなりませんから、その交渉が各省の間で行われるだろうと思うんですが、それができなければ、実際に財源移譲はできないわな。だから、削減した額は財源移譲していくということですから、私の方としては、要するに義務的経費の制度的な改正がどの程度行われるかということを目を注いでいるので、これが絶対的に何%でなければならんかという、そういうことではない。けれども、いわば国民の常識から言うたら、さっき言うてるように20%ぐらいは当然ではないかということ、これは国民が見とるわな。党の方も、私はこれは理解するだろうと思いますけど。

6月27日  
(金)

閣議決定

<<質疑応答>>

問) 骨太の方針の第三弾、決まるまで大臣のご苦勞も並大抵ではなかったと思いますが、閣議決定ということで、大臣のご感想を伺いたいと思います。

答) 中身についてはみなさんご承知のとおりですけれども、今回の骨太方針の大きな柱は、三位一体の改革です。これはご承知のようなことになりまして、大枠は決まったと、こういうことです。国会でも答弁をしましたが、骨太方針は基本設計ですからね、実施設計はこれからなので、大きい方向が打ち出されたので、それに従って肅々とやっていくと、こういうことです。4兆円の補助金、負担金の削減、それに見合う税源移譲は、義務的なものは10割、その他は8割ですね。それから、それは基幹税を中心です。それから地方交付税については、全体を抑制すると、それから不交付団体の人口の割合を増やしていきたいと、こういうことです。税源移譲をすれば、相対的に交付税は減るわけで、不交付団体が増えると、こういうことになりますけれども、今の状況では、なかなか不交付団体の数そのものが大幅に増えるということはないので、人口ね。大きい府県や大都市が不交付団体になれば、人口割合は相当増えますから。およそ、そういうことでございますので、あとは、各論については、今回の三位一体が決まる時にも相当各省庁と議論しましたが、最後は、やっぱり予算編成の時にと、こういうことになると思います。それから、その他についても、規制改革等でも難しいことは難しいこととして、私は一定の前進をみたなど、こういうふうに思っておりますから。この骨太方針に従って、骨太の改革を進めてまいります。

問) 与党との折衝の中でですね、骨太についてはそれほど触られてないわけですが、その他については、随分多くの修正がなされましたが、この点についてはどういうふうにお考えになりますか。

答) 与党と話し合うということは当然なので、議院内閣制ですから。その中で、細かい表現が相当直っていますね。それはそれで、いいのではないのでしょうか。与党の方も満足でしょうし。それは、ただ、基本的なことについては、あまり直っていないので、ということは、やっぱりご了解をいただいたと考えるべきではないんですか。三位一体の改革なんかは、まったく変わっていませんね。

(中略)

問) 鳥取県の片山知事がですね、東芝批判、一旦は矛をおさめたんですけれども、またしても西室会長批判をしておられるんですけれども。

答) どこでやったのかわからないけれども、どこかの新聞に出ていたけれど。私の所に来て、東芝というのは、電気で世の中を明るくする会社なのに、暗くしたみたいなこと言っていたな、冗談だろうけれども。ただ、西室さんだけが悪いわけではないですよ。彼が議長だから、仕方がないのだけれども。

問) 今後いかがですか、地方分権改革推進会議の新たな任務と言いますか、こんなことをやってほしいという、そういう希望は大臣としては何かお持ちでしょうか。

答) それは、補助金についての各論をやるということはあるんだろうけれども、どこまでやれるか。もうむしろ、こっちのペースでやった方が早いかもしれませんね、あの程度の認識では。しかし、それは、分権会議としては、今回、一顧だにされなかった、結果としては。それで、そのことがいいことかどうなのか、そこはよく考えてもらわないといけない。何の議論にもならなかった、諮問会議でも。触れる人も一人もいない。

<<質疑応答>>

問) 今日は、骨太ですか、出てきたと思いますが。大臣は以前、妥協の上に成立したら骨太じゃなくなると警告されていたと思いますが、でき上がりの姿を見て、骨太に仕上がったのか、それとも骨抜きになったのか、その印象は。

答) まあ骨太なんでしょうね、まあ基本方針ということだから。大体、考え方につきましては、党との間でそんなに大きい違いはないんですが、表現の仕方等で若干、まあ協議をしてまとめたところでしょうね。

問) 今後、これを予算編成等に生かす上で、いろいろこれから詰めていかなければならないところもあると思いますが、予算編成などの基本方針というか、お願いしたいのですが。

答) 要は、実行ですよ。いくら何ぼペーパーにどうのこうのとあつたって、実行が伴わなかったら、これは何にもなりませんから、私はもう実行に力を入れております。

問) 具体的にはどの辺を。

答) やはり、この前の14年度予算、15年度と継続でやってまいりました予算執行改善の51件ですね。これを重点にいきたいと思っておりますが、これを深掘りして改正したいと思っておりますが、この中には骨太方針の言っているのはほとんど含まれておりますので、それを着実に実行していきたいと思っております。

6月18日(水) 諮問会議原審

<<冒頭発言要旨>>  
(前略)  
まず、国と地方のあり方の改革でありますけれども、ご承知のように「三位一体の改革」につきましては、これまで総理とご相談をしながら、関係大臣の間で調整を進めてきました。今日の諮問会議では、「基本方針2003」の取りまとめに向けまして、総理からご発言をいただきました。

総理からの指示であります。読ませていただきます。  
「総理大臣指示。  
三位一体の改革は、『官から民へ』、『国から地方へ』の考え方の下、『地方が自らの創意工夫と責任で政策を決める』、『地方が自由に使える財源を増やす』、『地方が自立できるようにする』ことを目指すものであります。  
これを実現するため、第1に国庫補助負担金について、『改革と展望』の期間である平成18年度までに、広範な検討をさらに進め、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。その際、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する。  
第2に、『改革と展望』の期間中に、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、税源移譲する。その際、税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。  
第3に、地方交付税の改革については、『改革と展望』の期間中に、交付税の財源保障機能全般を見直して縮小し、交付税総額を抑制する。こうした取り組み等により、交付税への依存体質からの脱却を目指す。また、不交付団体の人口の割合を大幅に高めていく。  
この方針の下、三位一体の改革を強力に推進するため、関係閣僚のご尽力をお願いしたい。  
特に、来年度、更にそれ以降の予算編成において、15年度予算における三位一体改革への取り組み、芽出しの上に立って、一層の改革を実現していくこととしたい。」  
以上、総理からの指示であります。  
これに関連しまして、塩川大臣の方から、「全体としてその権限移譲にあわせて、地方への権限移譲が重要である」ということ、「それにあわせて一層の効率化、スリム化が必要である」ということ、さらに「税源移譲の受け皿として、その税制の受け皿を有効につくる必要がある」ということ、さらには「地方交付税の改革を継続していく必要がある」ということ、それらについてのご発言がございました。民間議員からは、「総理の今回の決断を高く評価したい」ということについてご発言がありました。「この決断の上に立って、その上でしっかりと制度が実行性を発揮できるようにフォローアップをしていきたい」というような趣旨のご発言がございました。  
国と地方に関しては以上であります。

(略)

<<質疑応答>>  
問)「骨太の方針」がまとまるに当たって、国と地方の問題と規制改革、最後までまとまるのがおくれたわけですが、大臣からごらんになって、総理のとした最終調整、リーダーシップはいかがなものだったでしょうか。

答)規制改革にしても、特に医薬品の問題等、長年の議論がありますし、国と地方の問題に至っては、ちょっとオーバーに言えば、明治維新で中央集権国家を目指して近代化を始めて以来の一種の大きな方向転換でありますから、これは各方面にわたっての影響が大きい、大変大きな政策の進展であるというふうに思います。  
そうした中で、今回、補助金の削減改革におきまして、とりわけ税源移譲においても非常に強いリーダーシップを発揮されたと思います。これは、まだ「骨太の方針」そのものは議論の途上です。改めましてご評価をしていただく機会があるかと思っておりますけれども、この「三位一体の改革」に向けた総理の情熱と意志というのは大変なものがあるというふうに私も感じてまいりましたし、それに向けて調整をしてきたつもりであります。そうした非常に強い、固い総理の決意というのが非常に難しい総務省と財務省の間の調整も可能にしたということであると思っております。

(略)

問)2点確認をしたいと思っております。  
1つは、総理の指示の中にある、「税源移譲をする場合の基幹税の充実」という表現が入っているわけですが、これについては具体的にどういうことなのかということ、会議の中

6月26日(木) 諮問会議原審

<<冒頭発言要旨>>  
(前略)  
もう中身につきましてはご説明の必要がないと思いますが、答申に際しまして、総理から次のようなご発言がありました。  
「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」を答申いただき、議員の皆様には厚くお礼を申し上げます。この「基本方針2003」については、早急に閣議決定し、過去2回の方針と同様に、今後の経済財政運営及び構造改革に関する政府の基本方針としたい。  
構造改革の目指す目標は、「経済活性化」、「国民の『安心』の確保」、「将来世代に責任が持てる財政の確立」であり、その実現に向けて、具体的に7つの分野での取組を掲げている。  
特に、「三位一体の改革」では大枠を決め、「規制改革」では新たな歩を進めることとした。また「平成16年度予算における『モデル事業』の試み」等も改革加速に向けた新たな取組である。  
これら改革の成果として、デフレが克服され、個性と魅力ある「元気な地方」に支えられた「元気な日本経済」が実現されると考える。今後、目標達成に向けて、国民の理解と協力を求めつつ、改革を加速していきたい。  
以上のような総理の発言がございました。  
明日、金曜日の閣議におきまして閣議決定をする予定であります。

<<質疑応答>>  
問)この仕上がりについて、評価を教えてください。

答)(前略)  
今回の「骨太第3弾」は、より高い次元のといいますが、より大きな改革に向けてさらに一歩踏み出すというような位置づけが与えられていると思います。これは具体的には、国と地方の改革「三位一体の改革」という、長年において課題でありながらなかなかし得なかった問題について、総理の指示に基づいて非常に大きな方向が示されたと、まさに「三位一体」で改革するという枠組みが明示されたと。

(中略)

また、この過程においては、霞が関、永田町を通じて「骨太」重視の姿勢というのが非常にはっきりと示されたのではないかと。具体的には、総合規制改革会議、地方分権会議、政府税調、男女共同参画会議等、11の委員会や審議会で、「骨太方針」にこれを反映させてほしいというような形でいろいろ議論が出てきましたし、与党においても、「骨太」にこういう意見を反映してほしいというような、非常に積極的で建設的なご意見をいただきました。  
さらには、非常に大きな難しい問題については、去年は税制改革についての総理指示があったわけですが、今年三位一体の改革、国と地方の改革と規制改革について、この総理指示をいただいて、それに基づいて決定が行われたわけでありまして、そういうやり方も一つ定着してきたと言えるのではないかなと思っております。  
評価といいますが、今回の「骨太第3弾」の基本的な性格及びその過程で私が印象強く思った点について申し上げますと、以上のようなこととなります。

(中略)

問)今大臣からのお話があった自民党との調整なんですけれども、これまでは「骨太の方針」というのは自民党に合わせて作り直すようなことはなかったと思うんですが、今回かなりの箇所を修正されましたよね。その辺、諮問会議の力が総体的に落ちてしまったのではないかなという指摘もありますけれども、その辺はいかがでしょう。

答)先ほど言いましたように、与党の先生方もこの「骨太方針」の重要性というのを非常に強く認識していただいて、それでこの「骨太方針」の中に、ここはこういうことをもっと書き込む方がよいのではないだろうか、この点について、もっと強調する必要があるのではないかと、非常に建設的なご議論をいただいたと思っております。  
実は、去年も同じようなプロセスをもちろん経ているわけです。その過程で、同じような建設的なご意見については、例えば今回も環境に関する記述がちょっと少ないんじゃないのかと。環境というのは、総理も大変力を入れているはずだし、よく見てみるとこの数行しか書いてないと。もっとこのことをしっかりと前半の基本方針の部分で書くべきではないかと。これも大変言われてみるとごもっともなご指摘だと思っております。そういうところは、当然のことながらしっかりとご意見を踏まえて修正をしました。  
また例えば、科学技術の問題に関しても、科学技術というのはやはり日本経済を考える上での非常に明るい材料であると。科学技術をもっと全面に出して、明るいトーンで少しリライトする

ではどういふふうなお話だったのかということが1点。  
(略)

答) まず基幹税云々でありますけれども、これは総理からの指示でありまして、税源移譲をきちりと行くと、その中身については基幹税を中心に充実するのだと、これは総理からの指示であります。これを具体的に、どのような形で実際の制度にしていくか、まさに制度設計でありますけれども、この制度設計はこの指示を受けて、我々が各方面と議論をこれからしていくという性格の問題だということ、いずれにしても基幹税だという点は大変重要なポイントだと私は思います。

(略)

問) 基幹税という言葉が、何を指すものなのかということについて、会議では合意があったんでしょうか。

答) 基幹税が何であるかということの議論を特にしたわけではありません。しかし、ここは一人一人聞いていくと基幹税の定義はちょっとしたら違うかもしれませんが、極めて常識的に考えればある程度の共通のイメージというのが出てくるのではないかと考えています。いずれにしても、これは制度設計の問題ですので、今日の総理の指示を受けまして、しっかりと制度設計をしていく必要があると思います。

(略)

問) 補助金なんですけれども、補助金の見直しで別紙2にいろいろ書いてあるんですけれども、全部で幾つの補助金を見直し対象にするかという数はありますでしょうか。

答) この別紙2というのが大変分厚くて、30ページぐらいに及んでいると思いますが、これは例の各省の次官ベースで構成される「検討の場」で嘗々と検討されてきたことの集積であります。項目が幾つかというのは、ちょっと私も確認をしておりますが、いずれにしてもここに書いていますように、極めて広範な検討を進めるということでもありますから、地方分権会議等々で議論された問題も含めて、極めて広範囲にわたる国庫補助負担金等が議論の対象になるというふうに私は考えております。

(中略)

問) 地方交付税についてなのですけれども、地方交付税について削減目標という数値化がされなかったのはなぜかということと、結局交付税で削減がされない場合、補助金を交付税で穴埋めするような形が予算編成で行われる可能性がないのかということ、2点お伺いしたいのですが。

答) 交付税の削減目標というのは、具体的には何を意味するのでしょうか。それは、地方の財政規模そのものということになるのでしょうか。地方交付税というのはご承知のように、一定のルールに基づいて配分をされるわけですが、以前から引き続き議論されているのは、財源保障と財政調整の区分をしなければいけない、しかしそういう区分というのは現実に行えるのかということですので、私の理解では今後具体的に税源移譲がなされていくのかと、その税源移譲の中で、具体的に言いますと、税源移譲がなされたとしたら、むしろ場合によっては財政調整の重要性が高まるかもしれない、そういう具体的な税源移譲の制度設計の中で交付税の改革もそれにあわせて進んでいく性格のものではないかなと、その意味ではちょっと数値目標というのはなかなか難しいのではないかなと、現時点では理解をしています。

それと、さっき補助金改革の項目についてお尋ねがありましたけれども、これは項目は勘定されているようであります、145項目だそうであります。

(略)

方がよいのではないかと、これももうご指摘のとおりであって、そういう点については、積極的に我々も取り入れさせていただいた。

繰り返しますが、昨年もそのようなプロセスを経て、この最終的な報告書をつくっているわけですが、今回は自民党で言えば総合経済調査会のようなところで、まとめてそれをご議論いただいたというふうにも思っておりますし、公明党、保守新党においても同じような建設的なご議論をいただいた。

一方で、例えば総理が指示をした「三位一体の改革」、さらには予算編成プロセスの改革におけるモデル事業、そういうような骨格の部分というのは、これは与党においても非常に強く指示していただいたと思っておりますので、我々としてはよい調整ができたと思っております。

問) 3点お願いします。

これら3点の改革なんですけれども、竹中さんとして、改革スピードとして遅いと見ているのか、早いと見ているのかというのが第1点。

2点目は、特に改革を進めていく上でさらにアクセルを踏んでいく必要があると思われられる部分はどこなのか。

3点目は、自民党からの修正の話もあつたんですけれども、諮問会議の運営の仕方について、今後どのような課題があるというふうに見ておられるのか、この3つをお願いします。

答) 改革というのは、早く進めば進むほどよいと思います。その意味では、今のスピードが十分早いというようなことを申し上げるつもりは全くなくて、我々としてはもっと早く改革が進むように、しっかりとその成果を見ていただけるようにやはり頑張らなければいけないと、これは常々思っているところであります。

しかし、今挑戦しようとしているのは「三位一体の改革」に象徴されますけれども、非常に大きな改革で、かなり壮大な制度設計の議論をしていかなければいけない問題でありますから、やはりそこはしっかりと議論を踏まえて、理解を得ながらやっていかなきゃいけないという面もあります。我々としては、とにかくスピードを上げるということに全力を挙げたいと思います。

あと、特にアクセルを踏む部分ということですが、ここはアクセルを踏んで、ここは余り踏まなくていいというような問題でもないと思います。だから、全般について必要だと思いますが、やはり経済の活性化という観点からいうと、規制改革については、やはり引き続きしっかりとやっていかなければいけないと思います。その点は、今回の「骨太第3弾」の中にも、今年の年末に向けてさらにそれをしっかりとやっていくんだというようなことは明記しているわけです。

諮問会議の運営の仕方は、これはいろいろな点から常に見直していかなければいけないと思います。またこの制度自体が2年そこそこの新しい制度ですから、常にいろいろな点を見直していくつもりです。ただ、今の時点であえて1つ申し上げれば、諮問会議として今まで幾つかのアクションプログラムとか、活性化のための提言を行ってきているわけですが、その提言がどのようにきちっと実行されているか、この部分は少し早いけれども、この部分はもっと早くやる必要があるのではないかと、そういった省庁間の総合調整を行うのも、内閣府としては重要な仕事だと思っておりますので、そういうようなパフォーマンスの点検のようなものは、さらに3年目に入るということもあって、しっかりとやらなければいけないなと思っています。